

黒石市高校生ボランティア活動表彰条例施行規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和7年12月23日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第9号

黒石市高校生ボランティア活動表彰条例施行規則の一部を改正する規則

黒石市高校生ボランティア活動表彰条例施行規則（平成13年黒石市教育委員会規
則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、かつ、」を「かつ」に改め、「の各号」を削る。

第3条第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の規定による」に改め、
同項を同条第2項とする。

第4条中「前条に規定する」を「前条の規定による」に、「聞いた」を「聴いた」
に改める。

第6条中「の各号」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。